

第1回総務産業建設常任委員会

令和8年3月13日（金）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第21号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について
 - (2) 議第22号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
 - (3) 議第23号 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例について
 - (4) 議第24号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - (5) 議第25号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - (6) 議第41号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について
 - (7) 議第43号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 - (8) 議第45号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について
 - (9) 議第46号 令和8年度下呂市水道事業会計への繰出について
 - (10) 議第47号 令和8年度下呂市下水道事業会計への繰出について
-
-

出席委員（7名）

委員長	田 中 喜 登	副委員長	加 藤 久 人
委 員	桂 川 いずみ	委 員	田 口 琢 弥
委 員	尾 里 集 務	委 員	今 井 政 良
委 員	中 島 達 也		

欠席委員（なし）

委員外議員

議 員	下 平 裕次郎	議 員	桂 川 融 己
議 員	大 西 尚 子	議 員	高 井 範 和
議 員	鷺 見 昌 己	議 員	森 哲 士
議 員	中 島 ゆき子		

説明のため出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
総 務 部 長	大 前 栄 樹	人 事 課 長	今 井 正 典
税 務 課 長	江 原 由 佳	まちづくり推進部長	田 谷 諭 志
財 務 課 長	杉 山 勝 彦	市民保健部長	森 本 千 恵
特 命 次 長 兼 市民サービス課長	熊 崎 賀 代 子	市民サービス課対策監 観光商工部次長 (観光施設長)	河 合 純 佳
観 光 商 工 部 長	小 池 雅 之	商 工 課 長	熊 崎 一 彦
観 光 課 長	今 井 寛 司	農 務 課 長	中 林 正 樹
農 林 部 長	青 木 秀 史	上 下 水 道 部 長	成 瀬 武 晴
林 務 課 長	澤 頭 祐 一	消 防 長	今 村 正 直
下 水 道 課 長	谷 田 部 武 一		遠 藤 丙 午
消 防 総 務 課 長	中 田 邦 博		

職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 添 誠	議 会 総 務 課 長	加 藤 冬 城
議 会 総 務 課 主 査	小 林 文 謙		

○委員長（田中喜登議員）

おはようございます。お疲れさまでございます。

ただいまから第1回総務産業建設常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で定足数に達しており、委員会は成立しています。

また、1番、2番、3番、4番、7番、9番、12番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

また、報道機関から取材の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは、市長、挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

本日も総務産業建設ということで、付託議案とあと協議報告も、今回もちょっとかなりたくさんございますので、どうぞお願いします。

また、昨日報道発表で、下呂で食中毒が出たということで、これは十数年ぶりということで、我々としましても関係業者に対しまして、ノロウイルスですから人から人の感染、手洗い、消毒ということの励行をしっかりと我々も含めてやっていこうということで、関係団体、関係業者のほうには市のほうからも健康課を通して周知徹底させていただきますので、これからも食の安全ということについてはしっかりとやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございます。

続きまして、議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

皆さん、おはようございます。連日、御苦労さまです。

今ちょっとこんな明るいニュースでございますが、この前、田口琢弥議員が交通事故で救護活動をされたということはお話ししたと思うんですが、今日あたり報道リリースされると思いますが、下呂警察署のほうから感謝状が贈られるということでございますので、同じ議会の同僚として本当に鏡だと思ってやっていきますので、お願いします。どうもありがとうございました。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございます。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔・明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和8年第1回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第21号から議第25号までの5議案、議第41号、議第43号及び議第45号から議第47号までの3議案、合わせて10議案について審査をいたします。

委員及び執行部の皆さんは円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは最初に、議第21号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○人事課長（今井正典）

おはようございます。

それでは、私からは説明をさせていただきます。

まず、議案書の194ページになります。

議第21号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。提案理由です。

令和8年度組織再編等に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

それでは、条例要綱にて説明をいたしますので、議案書は197ページを御覧ください。

1の改正理由は議案と同じですので省略いたします。

2の概要です。

(1)職員定数を改めます。

条例中、市長の事務部局について、定数401人を427人に改める。公平委員会の事務部局について、新たに定数に兼任3人を追加し、教育委員会の事務部局について定数28人を12人に改め、教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関について定数22人を20人に改め、消防機関の事務部局について定数97人を107人に改め、公営企業の事務部局の病院事業について定数97人を70人に改めます。第2条関係です。

これにより、合計が672人から663人となり、全体で9人の減員となります。

(2)職員定数に含めない職員の規定を加えます。第2条関係です。

(3)この条例は、令和8年4月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、ただいまの議第21号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島達也議員）

この下呂市職員適正化計画というのがあるわけですが、今、下呂市の場合はほかの類似団体と

いう自治体、面積とかいろいろ単純な比較もあるんですけど、どっちにしても平均よりか1万人当たりの職員数が大幅に上回っている現実があります。今回、市長部局のほうで427人というのは、これは上限の数値というふうに理解しますが、今後職員の適正化計画をどのように進めていくのか、その辺の考えをお願いします。

○市長（山内 登）

適正化計画については今見直しを行っておりますので、これからまた皆さん方に具体的にはお示しすることになるんですが、今、委員の、議長のおっしゃられる総論的にどのような方向へ向かっていくのかということについては、やっぱり1万人でほかの市町の倍ぐらい、0.8が……、0.8か、1.5か、とにかくかなり多い、倍ぐらい多いということは我々も承知しておって、この人件費がかなり財政を圧迫しているということは間違いございません。

結論から言うと、やっぱり人件費的には定数も人口減少に伴って減らしていきます。ほかの市町、高山なんかでもかなり低いもんですから、その辺りもしっかりと勉強させていただきながら、我々も定数については是正をしていきたいというふうに思っています。

ただ一方で、その雇用の維持ということになると、なかなか市の中に大きな企業さんもお見えにならないし、なかなか雇用の維持は難しいというところ辺を勘案はしますが、それにしてもちよっと今の状況では、県下でも一番どべか、一番ひどいということでもありますので、これはやっぱり是正する必要があるということですので、これは数年かけて、第三次総合計画の2040とかその辺りまで目指しながら、ほかの市町に遜色のないぐらいまでは落としていきたいなということは思っています。ただ、先ほど申しましたとおり、なかなか一度にはできない話ですし、このピラミッドもしっかりと見ながら、人口、年齢構成もしっかり見ながら進めていきたいとは思っています。

これが総論としての我々の回答でございます。以上です。

○委員（中島達也議員）

今、市長のほうから御説明いただきました。ありがとうございます。

どちらにしても、下呂市の場合は分庁方式を取ったり、ほかの類似団体とも違う面もございますし、ただ今後健全な財政ということを考えていくと、ラスパイレス指数ですか、これも大分平均よりは高くなってきておりますので、圧迫することは間違いのないというふうに思っておりますので、今後とも今市長が言われたような形で進んでいっていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

○委員（今井政良議員）

おはようございます。

ちょっとお聞きしたいんですが、公営企業の事務部局の病院事業の関係で、定員が70名というようなことで一応予定されております。昨日の病院長の話ではありませんけれども、やはり採算を取っていくには、やっぱりそこで働く人たちがないと、やはり患者も受け入れられないと。や

っぱりその辺の方向性からいっても、やはり定員、職員定数、やっぱりある程度確保できるやっぱり努力をしていただくということで、やっぱり病院経営は安定して、また患者を受け入れられるというような病院にさせていただきたいんですが、この27名という非常に大きな定員数削減ということで、その辺の理由という具合悪いんですけど、その辺の要因がちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○人事課長（今井正典）

今回のことについては、ここに記載しておるんですけど、1病棟化とかということで、ここ数年人数はだんだん減ってきているということで、この条例定数は上限ですので、ここについて実員は実際もっと少ない人数になってきておりますので、この改正をして減らしても、当面ここについての実員にはなかなか及ばないというところで、今の実員に見合った人数に是正したということで御理解いただければと思います。

○委員（今井政良議員）

この理由のところを書いてありますけれども、昨日の病院長の話では、本当に前向きな、あの病院、立派だし、非常に施設も整っておるということで、やはり経営のやり方によってはできるんじゃないかなど。そこにはやっぱり人員を配置しておけば受入れもできて、収支もある程度取れていくのではないかなと思うんですけど、病院長の話とその辺がちょっと違うんでないかなと思うので、病棟削減のことは分かるんですけど、その辺の努力についての方向性をお願いします。

○総務部長（大前栄樹）

この70という数字は削減をしていきたいと思いますという目標ではなくて、今現実の状態に数字を合わせたということです。

昨日の病院長が言われたとおり、金山病院も鋭意看護師とかの募集に努めているところで、今の経営をしっかりと維持できるような人員体制はこの人数の中でもしっかりとやっていけるというふうに判断しております。

○市長（山内 登）

今部長が申し上げたとおり、この70というのは本当に今、それでもそれよりも少ないぐらいなんで、今実際1病棟化にしていますから、当然ダウンサイジング、院長が言ったのは、市民に寄り添うかかりつけ的な、いろんな窓口を広く敷居は低くということをお願いしているだけで、だから大量に今お見えになる看護師さんが今後とも雇用できるという、そういう話をしていたわけではないというふうに御理解していただきたいと思います。

当然、病院もダウンサイジングをしていって、将来的には入院も減らしていって、かかりつけ的なそういう役割を担う病院になっていきますので、当然職員さんも減っていくことはこれはもう間違いないです。この数字とは別にしても、将来的にはやっぱり看護師さんも減っていく。今逆に言うと、もう今の本来の役割からすると、看護師さんももう少しカットしていかないといいないんですが、今の雇用の状況、すぐカットというわけにもいきませんから、看護師さんも今はそれなりに雇用をさせていただいていますが、そこについては下呂温泉病院は今度は看護師さん

も足りないような状況になっていますので、そういう人のやりくりなんかも将来的には下呂温泉病院とできるように、そして看護師さんもちょうど雇用が維持できるような見方をしていきますが、院長の申し上げていることと我々が今ここで御説明していることにそんなに乖離はないというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

そのほかございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第21号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第22号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○人事課長（今井正典）

引き続きよろしく申し上げます。

すみません、議案書は198ページのほうになります。

議第22号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。提案理由です。

火葬業務に従事する職員に火葬業務手当を支給するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱で御説明をしますので、議案書は200ページになります。

1の改正理由は議案と同じです。

令和8年度より、常勤職員を火葬場に常時配置する体制となることに伴い、これまで会計年度任用職員が行っていた火葬業務を常勤職員も行うことから、その業務内容の特殊性や臨時性などについて特殊勤務手当としての対応が必要なことから、火葬業務手当を新設するものです。

2の概要です。

火葬業務に従事する職員に火葬業務手当として、火葬1件につき2,000円を超えない範囲で支給します。ただし、管理職には他の手当と同様に支給しません。第2条、第21条、第23条関係です。

(2)この条例は、令和8年4月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第22号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

続きまして、議第23号 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例について説明をお

願いいたします。

○人事課長（今井正典）

よろしく申し上げます。

議案書201ページのほうになります。

議第23号 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。

地方公務員法第29条の2第2項に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものでございます。

それでは、条例要綱にて説明をいたしますので、議案書は203ページのほうになります。

1の制定理由は議案と同じですが、今回の条例制定は採用されてから6か月間の条件付採用期間中の職員であっても、一般職員と同様に分限処分が行えるために制定をするものでございます。地方公務員法では、条件付採用期間中の職員は分限処分の対象外となっていることから、公務能率の面で支障等がある場合は、条件付採用期間中の職員であっても必要に応じて分限処分が行えるよう本条例で規定をするものでございます。

2の概要です。

この条例の趣旨を定めています。第1条関係です。

(2)職員が条件付採用期間中であっても次のいずれかに該当する場合は、降任、降給または免職とします。

ア、人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合。

イ、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合。

ウ、前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合。

エ、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合。第2条関係です。

(3)分限の手續及び効果を規定します。第3条関係です。

(4)この条例の施行に関して、必要な事項は任命権者が定めます。第4条関係です。

(5)この条例は、公布の日から施行します。附則関係です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第23号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第23号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第24号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願い

いします。

○人事課長（今井正典）

よろしくお願ひします。

それでは、議案書204ページを御覧ください。

議第24号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。
提案理由です。

市内各こども園で勤務する市保育士について、勤務条件等の総合的な見直しにより保育士にふさわしい勤務条件を設け、ひいては保育サービスの一段の向上を図ることを目的として市保育士の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

それでは、条例要綱のほうで説明をいたしますので、議案書211ページを御覧ください。

改正理由は議案と同じでございますが、主な内容としましては、専門職である保育士への適用を前提に国で設定をされております福祉職給料表へ市の保育士職が移行することによる改正でございます。

2の概要です。

保育士の職務・職責に応じた給料とするため、福祉職給料表を適用し、級別基準職務を定めま
す。別表第1、別表第2関係です。

(2)この条例は、令和8年4月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第24号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（今井政良議員）

ちょっと1点だけ教えてください。

市の経営するこども園と認定こども園との職員のこの基準については、同じもので取り扱って
支払えるのか、ちょっとその辺だけお願ひします。

○人事課長（今井正典）

そうです。各こども園のほうについては、この今の福祉職給料表、こちらのほうで適用がされ
ていましたけれども、今回市のこども園については、今回の一般行政職の給料表からその同じ福
祉職給料表のほうに移行するというところでございます。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませぬか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第24号についての質疑を打ち切ります。

続きまして……。

○市長（山内 登）

今の福祉職の関係で、若干皆さんもう少し説明が欲しいというような顔をなさってみえたん
で若干説明しますが、これはもう大分昔から市の職員は一般職、そしてNPOの方々については
福祉職ということで、NPOで金山とサン・はぎわらさんをやっていただいたときから福祉職と
いうことで計算をされていて、そこで若干給料の温度差があったと。乖離があったと。

福祉職は最初の初任給が高いんです。だんだん緩やかに上がっていく。一般職は最初が少なく
て、そして後半になってくると給与が上がっていくと。簡単に言うところいう流れなんです
が、その辺りを今我々市の職員の方々ともう3年、4年協議をしていただいて、今回我々
とすると採用をしたい、採用したい場合にはやっぱり初任給の給料が高いほうがいいに
決まっていますから、そちらのほうに給与を合わせると。あとはやっぱり不公平感がない
ように同じようにやっていくということで、本当に3、4年かけて皆さんの御理解を得て、
今回本当に多くの方々も保育士さんも御理解していただいたということで、福祉職とい
うことで、若い頃に給与がよくて、そして採用もしやすいというような、そういう形に
なってきましたんで、これで今後、今我々人口減少で若い方がどんどん流出していくとい
う中で、そういう方々に戻ってきていただけるような一つの方策になれば、そういうこと
も含めて今回そういう形にさせていただきました。

生涯獲得給与にするとそんなに大きな差はないようでございますので、多くの職員の方には御
理解いただいたということで、皆さんにも御理解いただければと思います。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは次に移ります。

議第25号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○市民サービス課対策監（河合純佳）

議第25号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員会資料で御説明
いたします。

委員会資料の2ページを御覧ください。

私からは、税率改正（案）について御説明いたします。

1. 税率改正（案）について。

国民健康保険税の税率は、県への納付金や国保事業の実施状況及び県から示される下呂市の標
準税率などを鑑みながら、国保財政が健全に運用されるよう設定しています。

下呂市国保の加入者数は、人口減少や社会保険の適用拡大により、減少傾向が続いています。
一方で、1人当たりの医療費は、医療の高度化や加入者の高齢化等が進み増加傾向となつて
おりますが、1人当たりの国保税額は県内21市の中で一番低い現状となっております。

令和8年4月からは、国の施策により新たに子ども・子育て支援納付金が国保税と合わせて徴
収が始まります。また、岐阜県においては、令和11年度から国保事業納付金を統一化するた
め、県が示す標準保険税率に近づけながら、円滑な統一化に備える必要がございます。

こうした現状から、基金の運用により急激な保険税の増加を抑え、被保険者1人当たりの税額を今年度より3,600円の増加と提案いたします。本案の税率でシミュレーションをしたところ、基金は6,165万1,000円投入する必要があると試算しております。

下表が令和8年度国保税率改正（案）でございます。

表の右端を御覧ください。

こちらは1人当たりの年平均税額で、上から医療分7万3,880円、後期支援分2万6,426円、介護納付分2万8,714円、子ども・子育て支援分1,621円となり、1人当たりの年平均税額の合計は13万641円と試算しております。

また、令和7年度の国保税率による額と比較した金額を括弧内で示しており、医療分は900円の増、後期支援分は400円の増、介護納付分は200円の増となり、子ども・子育て支援分は今回から新たに納付をお願いすることとなるため2,100円の増、合計で3,600円の増額ということになります。

次に、3ページを御覧ください。

この表は、下呂市合併当初からの年度ごとの税率の推移を一覧にしたものです。

下から2行目、赤枠で囲ってある部分が令和8年度の税率案、最下段は岐阜県が算定した令和8年度下呂市の標準保険税率でございます。

先ほど冒頭でも御説明いたしました、令和11年度までにこの県が示す標準保険税率にしなければならないことから、本市の国保税率も基金を活用しながら緩やかに上げさせていただきたいと考えております。ただし、子ども・子育て支援金につきましては、新たに始まる納付金となることから、県の標準保険税率を基準といたしました。

次に、4ページをお願いします。

上段の表は、医療費の推移を表したものです。

平成28年度から令和7年度までの数値を掲載しておりますが、令和7年度の数値は推計値となっております。

被保険者数と費用額は、先ほども御説明しましたように、人口減少と社会保険の適用拡大により年々減少傾向ではありますが、表の右端、1人当たり費用額は医療の高度化、加入者の高齢化により、若年層に比べ医療費がかかる世代の比率が高まることから増加傾向にあります。

下段は、県への納付金の推移を掲載しておりますが、納付金額の総額は被保険者数の減等により減額となりましたが、1人当たりの納付金としますと、医療費の増等によって増加傾向となっております。

次に、5ページをお願いします。

上段の折れ線グラフは、令和元年度から令和8年度までの基金残高と繰越金の合計を表し、下段の表で金額を掲載しております。

令和6年度までは決算額、令和7年度については3月補正後の予算額、令和8年度は当初予算に基づいた金額を掲載しております。

令和7年度以降は予算のため繰越金額は入れておりませんが、決算では予備費のほか、収支の差額により生じた余剰金を繰越しします。令和8年度予算では6,165万1,000円の基金取崩しが必要であると試算をしております。

税率改正（案）の説明は以上です。

○税務課長（江原由佳）

では、私のほうからは、令和8年度の下呂市国民健康保険税の改正のポイントと、現在国会で審議中の税制改正及び条例改正内容について御説明させていただきますので、委員会資料の6ページからになります。お願いいたします。

初めに、改正のポイントになりますが、大きく分けて子ども・子育て支援金制度の創設と毎年の税制改正に伴う見直しの2つの柱がございます。

1つ目が、先ほどから市民サービス課の説明のほうでも触れられていますが、2の子ども・子育て支援金制度の創設についてです。

内容の説明は下のほうにも記載しておりますけど、こちらは国が少子化対策を抜本的に強化するための加速化プランに基づき、令和8年4月1日から施行される法律によって定められたものになります。この制度は、子育て世帯を社会全体で支える分かち合い、連帯の仕組みとして、医療保険の保険料と合わせて徴収することが義務づけられまして、下呂市においても国民健康保険税の一部として新たに賦課徴収を行うことになりました。

2つ目が、3の令和8年度税制改正（案）の概要についてです。

こちらは毎年度実施されているものになりますが、国民健康保険税の負担の公平性を図るため、2点改正が盛り込まれています。

初めに、①の軽減措置の拡充についてです。

国保税には、所得に応じて1人当たりの課税額となる均等割、1世帯当たりの課税額となる平等割について、7割、5割、2割と軽減する制度がありまして、今回の改正では、物価高騰による賃上げや年金収入などの微増で、これまで軽減を受けられていた方が対象から外れてしまわないように、5割軽減と2割軽減の対象枠の判定基準額が引き上げられるものになります。

下の表を御覧ください。

軽減判定に係る所得基準額の一覧表になっております。

中段の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者等の数に乘すべき金額が現行の30万5,000円から31万円の5,000円、その下、2割軽減におきまして、同様に56万円から57万円の1万円が引き上げられるものとなります。

次、資料の7ページをお願いいたします。

②の課税限度額の引上げ及び子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額の措置について御説明いたします。

課税限度額は、被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、高所得者に制限なく課税するのではなく、一定の限度を設けることとなっております。市町

村では、地方税法の規定の範囲内で条例にて規定しています。

なお、新設の子ども・子育て支援金分の課税限度額につきましても、税制改正にて決定されるものとなります。

説明文の3行目からになりますが、今回の改正（案）では、医療給付費分が67万円と1万円引き上げられ、支援分と介護分が据置きとなっております。さらに、子ども・子育て支援金分の課税限度額につきましてもは3万円となる予定になっておりまして、最大で4万円アップの113万円ということになります。

まず、なぜ上限額を引き上げるかという点についてですが、これには所得の中間層を守るという目的になります。グラフ下の米印にありますように、現在高齢化の進展によりまして医療費が増加する一方で、被保険者の所得が伸び悩んでいるという状況になっております。もし、限度額を据え置いたまま不足する財源を確保するために税率だけを一律に引き上げますと、上限に達している高所得層の負担が変わらずに低中間所得層の負担だけが重くなってしまうということになりますので、上限額を適正に引き上げて、高所得層の方々にもそれなりの負担をいただいて税負担の公平性を図るものになります。

次に、条例改正の内容になります。

議案書にて御説明いたしますので、議案書の212ページになります。お願いします。

条例改正の提案理由になりますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行されること及び令和8年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するものとなります。

詳細は条例要綱にて御説明いたしますので、ページ飛びまして、議案書の237ページになります。

改正理由は先ほど述べましたので省略いたしまして、2の概要から御説明いたします。

(1) 子ども・子育て支援納付金分を新設します。

新たに子ども・子育て支援金を賦課徴収するに当たり、対応する条項や語句などの条文の整備をいたしました。所得割、均等割、18歳以上被保険者均等割、平等割についての税率及び税額は、以下の表のとおりです。第2条、第9条の4から同条の7まで、それから第23条、制定附則第5項、第6項、第8項から第15項までの関係になります。

次に、医療給付費分の税率及び税額の改正となります。

税率及び税額については、下の表のとおりになります。第3条、第5条及び第5条の2関係です。

(3) 後期高齢者支援金分の税率及び税額の改正となります。

税率及び税額につきましては、237ページ下から238ページ上段にかけての表のとおりとなります。第6条及び第7条の2関係になります。

その下、(4) 介護納付金分の税率及び税額の改正となります。

税率及び税額は、下の表のとおりです。第8条、第9条の2及び第9条の3関係です。

(5)から議案書239ページ(7)までにつきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の均等割及び平等割、同じく子ども・子育て支援納付金分の18歳以上被保険者分の均等割額を7割、5割、2割の軽減において減税額を変更する内容となっております。

変更内容についてはそれぞれの表のとおりでございますが、まず7割軽減については、このページの(5)の下の表のとおりとなっております。

239ページをお願いします。

上段の表が、5割軽減の減税額の表となっております。

2割軽減につきましては、(7)の下の表の239ページから240ページの表になります。

第23条第1項第1号から第3号の関係になります。

続きまして、(8)未就学児の世帯区分に応じた均等割額を変更いたします。

それぞれの均等割額について定めるもので、変更内容につきましては下の表のとおりでございます。第23条第2項関係になります。

(9)出産被保険者及び18歳未満の被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額の規定内容を整備しているものになります。

出産被保険者につきましては、産前産後期間において新たに導入される子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額について、ほかの課税額と同様に減額する内容となっております。18歳未満の被保険者につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額するということを規定しております。第23条第3項、第4項関係になります。

(10)この条例は、令和8年4月1日から施行します。附則第1項関係になります。

(11)改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係になります。

条例改正の内容についての説明は以上となりますが、先ほど御説明させていただきました税制に関する軽減額及び賦課限度額に関する条例改正につきましては、現在国会で審議中のため、今後の予定についてお伝えさせていただきます。

3月下旬に法案が成立しまして、4月1日施行の地方税改正となることから、毎年のごとくでございますが、ほかの税制改正と併せて専決処分にて対応し、次の議会にて御報告させていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、議第25号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（今井政良議員）

1点教えてください。

先ほどの説明資料5ページだったと思うんですけども、国保税の関係でちょっとお聞きしたいんですが、以前基金に積み立ててきていたものが令和7年度には2億6,000万ということで、6,165万1,000円取り崩して、令和8年度には1億9,914万8,000円という保有高になるんですが、この基金への積立てについても72万4,000円ということで、非常に以前と思うと少なくなったということで、この基金を以前、令和2年頃、大きく将来のためにということで基金積立てしてきたものを、今回崩してある程度負担を少なくするというようなことでやってみえたんですけど、2億を切ってきたこの基金、あと今年、令和8年度の状況から見ますと3年ぐらいしかもたないんじゃないかなということをおもうんですが、その辺についての先の見通し、どういうふうになるんじゃないかなということをお心配しておるんですが、その辺についてもし分かれば教えてください。

○市民サービス課対策監（河合純佳）

基金につきましてはこの表のとおりではございますが、令和8年度の予算につきましては先ほども少し御説明はさせていただいたんですけども、7年度の予算の残った余剰分ですとか、そういうものを繰り越しますので、もう少し基金のほうが上がってくるかと思えます。

あと今後の基金のことなんですけれども、今後やはりおっしゃるとおり基金は減ってくるかと思えますので、こちらのほうについては国保税を緩やかに上げさせていただきながら、基金も少しずつためていけないかというふうには考えております。

○委員（今井政良議員）

分かりました。

ただここで言えることは、今特に高齢者の方で国保税を払ってみえる国民年金の方、非常に年間所得からいくと非常に下がっておるんですね。全部年金から引かれている。そういったような形の状況の中で、いかにこういった高齢者の方を安心して健康で長生きしていただけるためにも、やはりその辺をやっぱり重く見て、なるべくこの税でするのでなるべく少なくしていただいて、その人たちは若い頃はずっと掛けてみえるので、やっぱりその辺も考慮していただくような形をしていただきたいということと、やはりこの基金があるから今までこうやって崩してこれたということですので、やっぱり全額使ってしまうというような将来構想でなしに、やっぱり基金は基金としてある程度は最悪の場合に備えるということですので、やっぱりその辺は頭に置いてうまくやっていただけないかなということをおもうんですが、その辺について、高齢者の支援も含めた形の中での税の対応、もし分かればお願いします。

○特命次長兼市民サービス課長（熊崎賀代子）

基金につきましては、先ほど資料の3ページで御説明をさせていただいたんですけども、今一番下段になります今後11年に向けて、県内国保につきましては統一化をするという動きがございます。その中で、県の示す標準税率に合わせていかなければいけません。この表によりますと、一番下段がその県の標準になります。今後、保険税はこの一番下段について合わせていかなければ

ればいけないんですけども、今この赤枠が下呂市の示す保険税になっております。

11年までにその保険料を統一化していくという中で、基金につきましては、今その基金を取り崩しながらこの税率に近づけていくんですけども、今後その基金につきましては、今市の独自事業ですね、一応予防が大変大事ですので、そういった独自の予防事業に使わせていただいております。それらを今後も引き続き活用させていただきたいということで、市民のために基金は活用していくという方向で今そのように進めております。

○委員（今井政良議員）

説明は分かります。11年に県下掛金、その税額を統一というようなことで分かるんですけど、そのときに基金がゼロになると、この表からいきますとね。そうしたときに、もろにそれ以降、この国保税に、国民健康保険税の掛金自体が国保を掛けてみえる方に重くのしかかってくるんじゃないかなと。基金があるうちはそいつを崩して対応していくので負担は少なくなるんですけど、基金がゼロになってしまえばもろに税額が上がるということですので、その辺はやっぱりちょっと頭に置いていただけないかなということをおもうんですが。

○特命次長兼市民サービス課長（熊崎賀代子）

すみません、急激な税額を止めるために、今県が統一化されるということになっています。県下全てが同じ標準税率のところでは合わせることによって急激な保険料の増額を今後防ぐということでもそういうふうになっていくので、今現在はこの県の11年に合わせて、その急激な増加を防ぐために基金を活用しながら緩やかに税額を上げていくものですので、11年以降につきましては県の標準税率に変わってきますので、急激な増加はないということで理解しております。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

○委員（中島達也議員）

国の今審議中ということで、流動的だということも説明いただきました。どちらにしても、受益者負担というような平等の原則がありますので致し方ないかなと思うんですが、やはり丁寧な説明を周知していただくことが大事やと思いますので、その辺のことについてちょっと、どういう周知をするのか。

○特命次長兼市民サービス課長（熊崎賀代子）

当然市民の方には、税額は緩やかに、11年までのことについては周知をしていく必要がございますので、3年間、11年までには3年の期間がございます。毎年国民健康保険税につきましては税額について周知をしていきますので、その中でしっかりと文書の配付でありますとか、しっかりと伝わるように周知はしていくというふうに考えております。以上です。

○委員（中島達也議員）

どうかよろしく申し上げます。

後ほど下水道料金の改定の提案説明がございますが、今本当に市民の、全国どこでも一緒です

が、ガソリンも物すごく上がっています。とにかく上がる上がるで、本当に市民の人、自分も含めて大変だというふう感じております。

丁寧な説明だけよろしくお願いします。

○副委員長（加藤久人議員）

今の御説明、基金も減ってきておりますので値上げせざるを得ないかなということは理解をさせていただくわけなんです、その中で先ほど言われました中で、県下で一番低いことで今抑えていただいているということで、市民の方にはその辺、大変喜んでいただいているかなと思っております。

その中で、先ほど言われた11年度までにこれ、3ページのところですと15万601円が基準まで上げていかないかんということになってきますので、そうすると3年間のうちにこの金額を上げなければいけない。そうすると年に7,000円ぐらいはまたアップということをやらざるを得ないという解釈でよろしいでしょうか。すると、今年度は子ども・子育て支援給付金が始まるということで、年に1人3,600円が新たにそういったものが始まったから3,600円増えた。ですけど、最終的には9年度からは県のいう数字に合わせるためには年にまた7,000円ぐらいをアップせざるを得ないという状況であるということの確認でよかったですでしょうか。

○市民サービス課対策監（河合純佳）

今、加藤委員がおっしゃられたとおりで、今後標準保険税率に上げていくには、年々やはり少しずつお金のほうは、税金のほうは上げさせていただく形になってまいります。よろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

○委員（田口琢弥議員）

私は医療費のことでちょっとお伺いしたいんですけど、やっぱり下呂市というと、資料によりますと、生活習慣病が悪いことに県下でもベストスリーぐらい、ベストというかワーストですね、ワーストスリーぐらいに入る町なんですけど、今取組としていろいろ減塩とかウォーキングとかいろいろやってみえますけど、今後またもっとそういう医療費を減らしたり、この生活習慣病などなくすとか、そういう削減されることに対して何か対策ってして見えますか。

○市民保健部長（森本千恵）

今、御質問いただきました生活習慣病の予防というところについてですが、下呂市は議員おっしゃいますように、生活習慣病の罹患者、国民健康保険に加入してみえる方の生活習慣病にかかってみえる方は、実に本当に県下の中でも高いほうでございます。これは一方、早くからかかって重症化しないというような取組もされているのかなというふうに考えております。

市内の医師会の先生方の御協力も得ながら、一番やはり大きく医療費がかかるのが、一般質問でもございましたが、人工透析ですとか、あとは脳血管疾患、心疾患でございます。また、あとは精神疾患のように長期に入院される方というのが医療費を押し上げているというような状況で

す。

市民保健部の中の健康課では、予防できるものは予防したいということで、高血圧や、脳血管疾患につながる高血圧や心疾患につながる高脂血症、あとは腎疾患ですね、そういったものの重症化予防に力を入れております。特に保健師、管理栄養士は個別保健指導ということで、家庭訪問に力を入れてやっております。この成果がなかなか現れてこないということはあるかなと思っておりますが、これからも精いっぱい予防活動に努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○委員（田口琢弥議員）

ありがとうございます。

私もちょっとこういうものにかかっていますんで、いろいろと頑張っってやりたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○委員（中島達也議員）

すみません、今8番議員の関連ですが、受診率ですよ、健診の。今どの辺になって、どういうふうに目指していくのか、ここをお願いします。

○市民保健部長（森本千恵）

国民健康保険の特定健診の受診率は、今5割ちょっとぐらいになっております。

国が目指している受診率は65%ということになっております。県下の中では受診率は高いほうなんです、やはりまだまだ目標には達しておりませんので、個別医療機関受診も含めて、また人間ドックの受診も含めて、皆さんが健診を受けていただけるように受診勧奨してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

委員外議員から発言の申出がございましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、発言を許可いたします。

○委員外議員（大西尚子議員）

すみません。国保税のことで令和11年に料金改定ということで上がるんですけども、6,265万1,000円を投入するということで、これは上げてこの金額を投入するということでよろしかったでしょうか。

あともう一つはちょっと仕組みのほう、国保の仕組みというか、一旦料金というか、税を納めて、それでその仕組みをちょっと簡単にちょっと教えていただきたいです。よろしくをお願いします。

○市民サービス課対策監（河合純佳）

国保の税金の仕組みということでよろしかったでしょうか。

○委員外議員（大西尚子議員）

はい。

○市民サービス課対策監（河合純佳）

まず下呂市の国保税の決定の仕方なんですけれども、まず県が令和30年の制度改正によりまして財政の運営主体となっておりますので、毎年県が次年度に必要と見込まれる医療費から公費を差し引いた市町村ごとの納付金と、その基準となる標準保険税率を各市町村に提示してきます。ごめんなさい。失礼しました。平成30年です。平成30年の制度改正によって、都道府県が財政の運営主体となっておりますので、県が次年度に必要と見込まれる医療費、給付費から公費等を差し引いた市町村ごとの納付金と標準保険税率を各市町村へまず提示してきます。その提示を受けて、下呂市においてその納付金を支払うために必要な額が幾らになるかということ算出いたします。そこで基金がどれくらい必要になるかということも考慮をいたします。

国保税は、その納付金を幾ら、この納付金を払うために幾らにしなければならないかというところで算定をいたします。

よろしかったでしょうか。

○委員外議員（大西尚子議員）

ありがとうございます。

○特命次長兼市民サービス課長（熊崎賀代子）

すみません、補足です。

今、保険者の方から保険料をまず集めます。そして、県内のほうにはその県内全域の医療費を計算し、その各自治体にこれだけの医療費が必要だから、これだけ集めて納めてくださいねということで、県から納付金が割り当てられますという、そういう仕組みになります。そして、その納付金を納めます。それが今度はいろいろな補助金や納付金と一緒に交付金として市のほうに下りてきます。その交付金によっていろいろな事業を行っているという、そういった仕組みになります。以上です。

○委員外議員（大西尚子議員）

ありがとうございます。

○委員長（田中喜登議員）

もう一点の回答、ありましたっけ。

[発言する者あり]

基金の取崩しによってという、その部分、よろしく。

○市民サービス課対策監（河合純佳）

先ほどの基金取崩しの6,100万ほどについては、国保税を値上げしてもなお足りない部分を基金を投入するという形になりますので、よろしくお願います。

○委員外議員（大西尚子議員）

ありがとうございます。

来年度もこう緩やかに上げていくということですけど、上げて、そしてまたこのぐらいという

か、このぐらゐの予算をまた投入していくという形になるということによろしいですか。

○市民サービス課対策監（河合純佳）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第25号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第41号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○観光課長（今井寛司）

議案書の311ページを御覧ください。

議第41号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例についてです。

条例要綱で説明させていただきますので、議案書の314ページを御覧ください。

改正理由は、下呂市総合観光案内所を下呂市観光交流センターの施設として管理運営するため、当該条例の一部を改正するものです。

概要です。

(1)名称等に下呂市総合観光案内所を追加します。第2条関係です。

本案内所は、令和8年4月からの湯めぐり館直営化を機に、両施設を一体的に運営する体制へと移行いたします。運営主体を一元化することで、観光客へのワンストップサービスなどの提供と人員配置の最適化による効率的な組織運営を両立させるため、本条例に名称を追加するものでございます。

(2)施設が行う事業に、貸出し自転車、施設の維持管理に関する内容を追加します。第4条関係です。

観光案内所としての機能に加え、附属の公衆トイレや電源設備、レンタサイクルなどの周辺設備を一体的に管理運営する旨を定めるものです。

(3)事業実施に伴う使用料について記載します。第8条関係です。

事業として実施するレンタサイクル及び電源設備の使用料を定めるものです。併せて不可抗力による利用中止など特別の理由がある場合に使用料を還付できるよう、還付に関する規定を整備するものです。

(4)この条例は、令和8年4月1日から施行します。附則関係です。

(5)下呂市総合観光案内所設置及び管理に関する条例を廃止します。附則関係です。

本条例に、下呂市総合観光案内所を統合しその管理運営に関する規定を一本化したことに伴い、重複する条例を廃止するものです。

説明は以上でございます。

○委員長（田中喜登議員）

議第41号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島達也議員）

今回、直営ということで大いに期待をしております。

メリットを考えた場合に、やっぱり情報発信、内外にですね、下呂市内それから観光客に発信できるという強みがあると思います。下呂市の物産であったり、あるいは文化、伝統だとか、それから観光名所とか、そういうのが市内の周遊につながっていけばいいなと思いますが、ただそういう中で、やっぱりこれは下呂市の誇り、下呂市のいいところを発信するということだと思えますので、ぜひともそういう方向に向かっていってほしいなと思います。

今回上程されております特別名誉市民のやっぱり顕彰パネルは、ここにやっぱりしっかり置いていただいて発信するようなことを考えていっていただきたいという、パネルをぜひとも設置していただきたいとそういうふうに願っております。

答弁はいいんですけど、それだけ要望として出しておきます。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

○委員（尾里集務議員）

今、使用料というふうに言われましたけれども、この下呂市内のPRポイントとして今後やっていかれるというふうに思うんですけども、そういった各地域の方々がPR活動をされるイベント等をやる場合でもそういった使用料等が発生するのか、またこの使用料については、それ以外の方々が使用するに当たっての使用料になるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○観光課長（今井寛司）

使用料に関しましては、電気の使用量で実費をいただくということになりますけれども、貸館自体は行わないこととなっておりますので、それに伴う使用料は発生しないということになります。基本的には公共施設ということになりますので、一般的な営利を目的とする一事業者さんがここで商売をやらせてくれとかというのは貸し出しませんが、例えば観光協会ですとか、商工会ですとか、ふるさと納税の物産を扱っている協議会ですとか、そういったところを通じてどんどん使っていただくようにしていく予定でありますので、その際に発生する電気使用量の実費をいただくという旨を定めておるものでございます。

○委員（尾里集務議員）

了解いたしました。

ということは、場所代というか、場所使用料ですね。は取らないということで、電気使用料だけでということですか。

○観光課長（今井寛司）

おっしゃるとおりで、場所に係る使用料は定めておりませんので、取らないということでございます。

○委員長（田中喜登議員）

ございませんか。

○委員（田口琢弥議員）

湯めぐり館と観光案内所が直営化ということで、それで以前も湯めぐり館とふれあい広場ですね、あれに関して質問させていただいたところ、やっぱり2つは近いんで、リンクして生かしたい、生かすことを考えていきたいと前も言われたんですけど、今後そのリンクしていく、2つとも生かしていくという考え、何かございましたらお答えください。お願いします。

○観光課長（今井寛司）

ふれあい広場に関しましても、結構お客様、今第1駐車場の真上ということで、実際には利用されてみえるんです。それで、今度ふれあい広場も下呂温泉まつりのときはキッチンカーを入れたりとかしておりますから、その部分では湯めぐり館でもっともっとふれあい広場のことも発信していきながら、知っていただくことが大事ですし、ちょっと第1駐車場から見えにくいというところもあるんで、もう少しすぐ上にはこんなすてきな広場があるんだよというところも、湯めぐり館を通じてもっともっと積極的に発信していけたらななんてことも考えておりますけれども、またいい案がありましたら教えていただければと思います。以上です。

○委員（田口琢弥議員）

確かに展望台で今若い人たちが写真を撮りながらインスタで上げている人が結構見えるんですよ。そういうことでいろいろ使ってもらって、若い人たちに発信してもらえる場所というのも大事だと思いますし、また歴まちで松原通りと、それとあれもJAの駐車場、今度整備されれば人の流れも変わってくると思いますんで、そこでまた、その辺また人の流れというのを生かしながら活用していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第41号についての質疑を打ち切ります。

休憩します。再開は10時50分といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○委員長（田中喜登議員）

それでは再開します。

議第43号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○消防総務課長（中田邦博）

よろしくお願ひいたします。

議案書の318ページを御覧ください。

議第43号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

改正内容は条例要綱で説明させていただきますので、322ページを御覧ください。

1. 改正理由です。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

その背景には、昨今の物価高騰に対応するための一般職の職員の給与に関する法律の改正があり、公務員等の給与が引き上げられたことに準じて損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額等の引上げを行うものです。

2. 概要です。

(1)は第5条第2項第2号及び別表関係になります。

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げます。また、別表に定める消防団員等の補償基礎額についても、階級や勤務年数に応じてそれぞれ引き上げます。

(2)は第5条第3項関係です。

消防作業従事者等の扶養に係る補償基礎額の加算額について、算出の基礎となる扶養手当の見直しに合わせて所要の改正を行うものでございます。

(3)は第5条第3項各号関係です。

国における扶養手当の見直しにより、配偶者手当の規定に係る経過措置が令和8年3月末で終了することに伴い、第1号の配偶者に係る加算額を廃止します。これに伴い、第2号以下をそれぞれ1号ずつ繰り上げるものでございます。

(4)は附則関係で、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

説明は以上となります。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第43号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、議第43号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第45号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○下水道課長（谷田部武一）

それでは、議第45号について御説明いたします。

議案書327ページを御覧ください。

議第45号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。提案理由ですが、下水道事業の健全な経営を維持し、将来にわたり安定したサービスを提供す

るため、当該条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては329ページ、条例要綱を御覧ください。

改正理由ですが、提案理由と同じですので省略いたします。

2. 概要。

(1) 下水道使用料において基本料金及び従量料金を一律5%増額します。

次に、改正前後の対照表です。

10立方メートルまでの基本料金を1,715円から1,800円に、また10立方メートルを超え1立方メートル増すごとに加算する従量料金を143円から150円に改定します。

(2) この条例は、令和8年10月1日から施行します。

(3) この条例による改正後の第26条第1項の規定による料金は、施行日前に下水道を使用した場合であっても、同日から施行日以後に継続して下水道を使用しているものに係る料金であって、令和8年11月中に徴収する料金から適用し、施行日前に下水道を使用し、令和8年10月中に徴収する料金にあつては、なお従前の例によるものとします。

説明は以上です。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第45号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○副委員長（加藤久人議員）

これは昨年の12月に委員会の中で御説明いただいておりますので、この辺のことは十分理解をさせていただいておるわけなんです、そのときに課長のほうから、上げ幅が6年度と比べると約2,700万円ぐらい増えるんじゃないかなというような予想をお聞きしたわけなんですけれども、そんな中、今年の予算書なんかを見ますと、7年度と比べても約1,500万ぐらい増やしている予算になっているんです。ですから、半年ですから年間にすると3,000万以上になるわけなんですけど、予想より少し増えておるんですけど、その辺は何かどういった要因でそういったことが出ているのか、もし分かれば教えてください。

○下水道課長（谷田部武一）

2,700万の半分ですね、1,300万でございますが、1件大口の契約が見込めておりますので、こちらの分が乗ってきておると、こういうような状況です。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第45号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第46号 令和8年度下呂市水道事業会計への繰出について説明をお願いします。

○財務課長（杉山勝彦）

それでは、議案書の330ページをお願いいたします。

議第46号 令和8年度下呂市水道事業会計への繰出について御説明を申し上げます。

令和8年度の一般会計から令和8年度の水道事業会計へ1億6,693万5,000円を基準外繰り出しすることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

水道施設につきましては、市民生活に欠かせないライフラインでありまして、安全かつ安定的な水道サービスの提供は行政として支援する必要があるとございます。このため、料金収入等の全ての収入をもってしても簡易水道事業債の元利償還金及び建設改良費に不足が生じる見込みでありますので、繰出総額2億9,500万円のうち1億6,693万5,000円を基準外繰り出しするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第46号に関する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

続きまして、議第47号 令和8年度下呂市下水道事業会計への繰出について説明をお願いします。

○財務課長（杉山勝彦）

それでは、引き続き議案書の331ページをお願いいたします。

議第47号 令和8年度下呂市下水道事業会計への繰出について御説明をいたします。

令和8年度の一般会計から令和8年度の下呂市下水道事業会計へ1億3,738万5,000円を基準外繰り出しすることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものです。

下水道施設につきましては、市民生活に欠かせないライフラインであります。安定かつ安全の下水道サービスの提供については、行政として支援すべき必要があるとございます。このため、料金収入等の全ての収入をもってしても施設の維持管理費等に不足が生じるので、繰出総額7億2,811万2,000円のうち1億3,738万5,000円を基準外繰り出しするものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第47号に関する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第47号に関する質疑を打ち切ります。

ここで、先ほどの議第21号に関して、市長のほうより補足説明ということで申出がございましたので、市長よろしくお願いをいたします。

○市長（山内 登）

委員長、すみません。

先ほど議第21号のほうで、14番議員のほうから他の市町村との比較ということで御質問があって、それなりにはお答えしたつもりなんですけど、ちょっと明確な数字だけ補足させていただきたいと思いますが、この場合、我々の計画の中では1,000人当たりで市の職員がどれぐらいいるかという数字なんですけど、下呂市は15.31。例えば近隣でいうと、飛騨市が15.76。だから飛騨市が一番多い。その次が15.31。郡上市が11.91、恵那市が10.70、そんな数字であって、高山市に至っては、高山は8.79ということなんで、先ほど申しました高山と比べてもかなり多いという数字でございます。

ただ、今回条例定数で増やしているということは、今、年齢別の職員構成、年齢別構成からすると、40代、50代が非常に多くて、20代、30代が非常に少ないというちょっといびつな今構成になっていますんで、今は積極的に20代の職員を採用しております。ですから、若干定数的には増えてまいります。増えてまいりますけど、あと10年ぐらいたてば当然40代、50代の職員が定年退職を迎えます。だから、年齢構成のバランスを考えれば、将来的にはもうそこで新規採用を抑えていって、総数的にはこの15.幾つという数字をせめて10.幾つぐらいまでにはやっぱり持つていく必要があるのかな。ここは私の個人的な思いでございますけど、そういう計画を今つくっております。

今は第4次の定数適正化計画をつくっておりますけど、新年度になったときに第5次のまた計画を策定しますので、そのときにまた改めて皆様方に市の今後の方針についてもお知らせをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○委員（中島達也議員）

早速、詳細御説明いただいてありがとうございます。

どちらにしても、今、市民税、税収がそのまま職員の給与、物件費とかいっているような状況ですので、今後財政を考えると非常にこの辺のこともしっかり今言われたように計画されて進んでいかなきゃいかんというふうに考えておりますので、よろしく願いします。ありがとうございました。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、当委員会に審査を付託されました議第21号から議第25号までの5議案、議第41号、議第43号及び議第45号から議第47号までの3議案、合わせて10議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ございませんか。

[挙手する者なし]

以上で討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、今から採決を行います。

議第21号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第21号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第22号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第22号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第23号 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第23号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第24号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第24号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第25号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第25号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第41号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第41号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第43号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第43号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第45号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第45号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第46号 令和8年度下呂市水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決すること

に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第46号については全会一致で可決すべきものと決しました。
議第47号 令和8年度下呂市下水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第47号については全会一致で可決すべきものと決しました。
以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了します。

午前11時07分 終了